

地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習ご案内

青森労働局長登録教習機関（登録番号：第127号）
建設業労働災害防止協会 青森県支部
（略称：建災防）

労働安全衛生法第14条（作業主任者）の規定により、事業者は労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項を行わなければならないことになっております。当支部は、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施することになりましたので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

1. 受講対象者

満18歳に達してから、下記の経験・資格を有する者。

【経験年数】

(1)地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。

（満21歳以上）

(2)学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、土木、建築、又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。

（満20歳以上）

（卒業証明書等（写）を添付してください。）

(3)その他、厚生労働大臣が定める者。

2. 講習科目及び時間

【第1日目】	地山の掘削の作業方法に関する知識	(5.5時間)
【第2日目】	土止め支保工の作業方法に関する知識	(5.0時間)
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	(0.5時間)
【第3日目】	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	(3.0時間)
	作業者に対する教育等に関する知識	(1.5時間)
	関係法令	(1.5時間)

3. 講習科目の受講一部免除及び受講料（裏面参照）

4. 修了試験

講習第3日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

5. 修了証

所定の科目を受講し、かつ修了試験合格者には、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証」を約2週間後に交付します。

発行者及び 建設業労働災害防止協会青森県支部
問合わせ先 TEL 017-773-6200

6. 講習日時及び場所

日時：平成21年2月17日～19日 午前9時～
場所：青森市安方2丁目9-13「青森県建設会館 6Fホール」

7. 受講申込み方法（講習会開始7日前まで申込み）

【郵送の方】下記、必要書類を郵送して下さい。（受講申込書は折り曲げない。）

受講料は、必要書類郵送時と一緒に現金書留で納付して下さい。

【持参の方】下記、必要書類と受講料を当分会へ持参。

- | |
|---|
| <p>(1)受講申込書（必要事項を記入・捺印）</p> <p>(2)証明写真1枚（胸上タテ3.6cm×ヨコ2.4cm、撮影1年以内）
帽子等での撮影及びデジタルカメラ等で撮影したものは不可。</p> <p>(3)受講料</p> <p>(4)有資格者証（一部免除の方のみ写しを添付）</p> <p>(5)受講対象者【経験年数】(2)に該当する受講者は、最終学歴を証明出来るもの（卒業証書等を添付）</p> |
|---|

8. その他

- (1)受講申込書及び受講料入金を確認の上、受講票を発行いたしますので講習日3日前まで届かない場合はご連絡下さい。
- (2)受講定員は100名以内とし、締切日以前であっても、定員に達した場合は受付を締切りますのでご了承下さい。
- (3)電話による申込み予約等はしておりませんのでご了承下さい。
- (4)講習会当日は、必ず筆記用具を持参して下さい。
- (5)受講当日の取消し又は欠席の場合は、受講料はお返しいたしません。
- (6)受講申込書は、支部若しくは各地区の分会にて取り扱いしております。
- (7)講習日は時間厳守とし、遅刻・途中退場は認めませんのでご注意下さい。
- (8)当日、講習会場の駐車場には車を駐車できませんので、会場近くの駐車場をご利用下さい。
- (9)受講人員に満たない場合は、延期になることもありますのでご了承下さい。

9. 申込先

〒030-0803

青森市安方2丁目9-13 「青森県建設会館 2階」

建設業労働災害防止協会 東青分会（略称：建災防東青分会）

TEL 017-722-5127；FAX 017-775-2147

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習免除及び受講料

免除者は、 の部分のみ受講（ 部分は免除になります）

	講習科目	時間	全科目 (免除なし)	(1) 地山 修了証 所持者	(2) 土止め 修了証 所持者	(3) とび1、2級 技能検定 合格者	(4) とび科 訓練指導員 免許所持者	(5) 機械施工 合格者 (参照)	(6) 土木施工 1、2級 合格者	(7) 建設科他 職訓指導員 免許所持者
一 日 目	地山の掘削の作業方法に関する知識 (休憩10分含む)	9:00~ 12:10	3h							
	昼食	13時まで	50分							
	地山の掘削の作業方法に関する知識 (休憩10分含む)	13:00~ 15:40	2.5h							
二 日 目	土止め支保工の作業方法に関する知識 (休憩10分含む)	9:00~ 12:10	3h							
	昼食	13時まで	50分							
	土止め支保工の作業方法に関する知識	13:00~ 15:00	2h							
	工事中設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識	15:10~ 15:40	0.5h							
三 日 目	工事中設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識 (休憩10分含む)	9:00~ 12:10	3h							
	昼食	13時まで	50分							
	作業員に対する教育等に関する知識	13:00~ 14:30	1.5h							
	関係法令	14:40~ 16:10	1.5h							
	試験	16:15~ 17:15	1h							
講習時間計			17h	6.5h	7h	8.5h	7h	8h	3h	1.5h
会 員 (送料2,000円、送料430円含む)			12,430円	7,930円	8,430円	10,430円	8,430円	9,930円	6,430円	4,430円
非会員 (送料2,500円、送料430円含む)			12,930円	8,430円	8,930円	10,930円	8,930円	10,430円	6,930円	4,930円

講習科目の一部免除を受ける方は、受講する講習科目の開始される10分前には受付を済ませて下さい。

講習科目の受講料一部免除について

- (1) 地山の掘削作業主任者技能講習を修了（修了証取得）した者
- (2) 土止め支保工作業主任者技能講習を修了（修了証取得）した者
- (3) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (4) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
- (5) 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者、又は2級の技術検定合格者で昭和48年建設省告示第860号に定められた第4種から第6種までの職別に該当するものに合格した者を除く。）
- (6) 建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工管理技術検定の1級、2級に合格した者
- (7) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

受講の一部免除を受ける者は、受講申込み時に必ず有資格者証（写）を添付のうえ申込みすること。（申込み時に、有資格者証（写）の添付が無いものは、全科目受講するとみなしますのでご注意ください。）

免除対象者の免除時間については、**見間違い等のないよう十分ご注意ください。**免除時間について、不明の点がある場合は 東青分会 017-722 5127 までお問い合わせください。